

広島支部評議会の構成について



評議会の構成人数の変更について(案)

- 評議会の評議員については、12人以内とすることが定款において定められている。
- 広島支部評議会は構成人数を9名(H20.12)として発足したが、平成25年2月、より幅広く業務運営についての意見をいただくことを目的に構成人数を12名に変更し、現在に至っている。
- 現在の構成は、幅広く意見をいただくことが実現できている一方で、定足数との関係で開催日程等の調整に当たっての制約が大きいという課題を有している。
評議員各位のスケジュールに最大限の配慮し、かつ可能な限り多くの方に評議会へ出席いただくことを目的として、広島支部評議会の構成人数を12名から9名に見直してはどうか。

定足数について

〔9名構成の場合〕

総数で6名の出席、もしくは事業主・被保険者・学識経験を有する者それぞれ1名以上の出席が必要

〔12名構成の場合〕

総数で8名の出席、もしくは事業主・被保険者・学識経験を有する者それぞれ2名以上の出席が必要
(実質的に1/2の出席が必要)

定款

(評議員及び評議員の委嘱)

第29条 評議会の評議員(以下「評議員」という。)は、12名以内とする。

2 評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

評議会規程

(定足数)

第6条 評議会は、評議員の総数の3分の2以上又は第2条第2項(※)に掲げる評議員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

※ 定款における第29条第2項と同義